

令和5年度起業家人材育成事業実施委託業務 業務仕様書

1 委託業務の概要

(1) 業務件名及び数量

令和5年度起業家人材育成事業実施委託業務 一式

(2) 履行期間

契約日から令和6年3月31日まで

2 委託業務の目的

若者の起業家人材としての育成により、起業と起業後の成長を促進するため、県内の大学・企業と連携して、県内での起業を目指す大学生、大学院生、高等専門学校生及び社会人を対象として、起業に必要な知識等を習得させる実務教育を実施するとともに、県内で将来的に起業を予定している者又は県内で起業した者で起業から5年以内の者（以下「起業家等」という。）を対象として、事業の成長に必要な知識等を身に着ける実践的講座を実施する。

3 委託業務の内容

(1) 大学生等を対象とした実務教育

県内で起業等を志向する大学生等や社会人を対象に、起業に必要な知識等を習得させるための講座（以下「講座」という。）の開講に係る業務ア～キを実施する。

ア 受講者の募集・選定

(ア) 岩手県内で起業等を志向する県内外の大学生や社会人等を対象に募集し、25名程度を選定する。

(イ) 対象学生の募集に当たっては、県内大学等で広く周知活動を実施する。

(ウ) 受講者の選定に当たっては、選考を実施し、本人の地元起業に向けた意気込み、熱意等を評価の上、選定する。

イ 組織体制の整備

(ア) 講座運営責任者、運営スタッフ及び講師で構成する組織体制を整備する。

(イ) 講座運営責任者は、県と調整のうえ、プログラム全体の企画推進及び全体管理を担うほか、カリキュラムの検討、参加学生の評価を踏まえたカリキュラムの自己評価、平成28年度から令和元年度まで実施された「いわてキボウスター開拓塾」及び令和2年度から令和4年度に実施された講座の修了生のネットワーク形成等を行う。

(ウ) 講座運営スタッフは、外部講師との交渉・調整、研修先の開拓・調整のほか、運営全般に係る事務を行う。

(エ) 講師は、県内及び首都圏等で活躍している専門家・実務家等とし、講義を実施するほか、受講者の起業に向けた活動をサポートする。

ウ 高等教育機関との連携

(ア) 県内学生の受講を促進するため、協定の締結等により、県内の各高等教育機関との連携を担保すること。

(イ) 社員の受講や、カリキュラムへの協力が得られるよう、県内企業との連携を図ること。

(ウ) 地域おこし協力隊員の受講が図られるよう、県・市町村との連携を図ること。

(エ) 高校生の起業家マインドの醸成を図るため、県内の高等学校等との連携を図ること。

エ カリキュラムの作成・実施

受講者の起業に向けたマインドの醸成、知識の習得が図られるような実務教育内容とするよう留意のうえ、講義やワークショップ等のカリキュラムを設計のうえ実施する。

(ア) ビジネスに関する講義及びワークショップ、フィールドワーク、報告会等を計9回以上

実施し、受講者に起業に関する知識を習得させるとともに、ビジネスプラン作成の指導を行うものとする。

(イ) カリキュラムの内容は、業務委託期間中で完結するものとする。

(2) の実践的講座等と連携して行うことを妨げない。

オ 受講者の起業準備に向けた継続支援

受講者の意向により、受講中又は修了後に支援機関等の紹介を行うなど、起業準備に向けて支援するものとする。

カ 受講者の経費負担

受講料は無料とする。

キ スケジュール等の諸管理

委託業務のスケジュール管理を行うとともに、事業全体の進捗状況等について定期的に県に報告する。

【スケジュール】

	講座の開講
令和5年4月～	受講者募集
〃 5月～ 〃 2月	カリキュラム実施
令和6年2月	成果報告会

(2) 起業家等を対象とした実践的講座等

起業家等を対象に、スタートアップとして事業の成長に必要な知識等の講座等（以下「講座」という。）を実施する。

ア 講座の企画・対象者の募集

(ア) 1つ以上テーマの講座を企画・実施すること。

(イ) テーマごとに5回程度の講座を実施すること。なお、より有効な回数・実施方法があれば提案すること。

(ウ) 起業家等を対象に募集し、10名以上の参加者を確保すること。

(エ) 対象者の募集に当たっては、受託者においてウェブサイトでの告知や県と連携した周知など、効率的・効果的な広報に務めること。

イ 講座内容の企画・実施

受講者の事業成長に受けた必要な知識等の取得が図られるような実践的な内容とするよう留意の上、講座を実施する。

(ア) テーマ及び内容は、事業計画の策定、企業会計など事業成長に係る実務に役立つ知識、スキル、マインドセットを学ぶことができる効果的な提案をすること。具体的な内容については、県と協議の上、決定すること。

(イ) 講座においては受講者の理解の促進を図るため、グループワーク等有効な手法を講じるものとする。

(ウ) 講座の開催期間は、令和5年7月から令和5年11月までの期間中に開催すること。詳細な日程は県と協議の上、決定すること。

(エ) 受講者に対し講座全体や必要とする支援についてアンケートを実施し、取りまとめた資料を県に提出すること。

ウ 受講者のコミュニティ形成

オンラインチャットツール等を用いて、希望する受講者相互の情報交換や支援機関からの情報提供を可能とするネットワークを構築する。当該ネットワークは委託業務終了後も継続可能な仕組みとする。

なお、岩手イノベーションベースなど既存のコミュニティへの参加を促すことにより、受講者相互のネットワーク形成を図ることを可とする。

エ 受講者の費用負担

受講料は無料とする。

4 業務完了報告書の提出

本業務が完了した時は、業務完了報告書（一式）を県に提出し、完了検査を受けるものとする。

(1) 業務完了報告書の内容

ア 大学生等を対象とした実務教育

- (ア) 講義やワークショップ、現地調査、交流会等の各回の実施内容等の概要
- (イ) 受講者の成果の把握資料（ビジネスプラン等、達成度を図る指標の状況等）

イ 起業家を対象とした実践的講座等

受講者名簿および受講状況、アンケート結果

(2) 提出期限

令和6年3月31日（日）

5 留意事項

(1) 個人情報の保護

受託者は、この契約により知り得た個人情報を、県の承諾なしに第三者に提供してはならないものとする。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏洩してはならない。契約終了後もまた同様である。

(3) 再委託等の制限

受託者が本業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して別途契約書で定める方法により、再委託の内容、再委託先（商号または名称）、再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、承諾を得なければならないものとする。

(4) 権利の帰属

本業務の実施により制作された成果品の所有権に関する事項等については、原則として県に帰属するものとする。

(5) 施設の管理義務

施設の運営管理に当たっては、善良なる管理者の注意義務をもって施設の維持管理に努めるものとし、受託者の故意又は過失により、施設及び設備を破損又は滅失したときは、受託者は直ちに原状回復し、その損害を賠償しなければならない。

(6) その他

本業務を実施するに当たり、本仕様に疑義等が生じた場合には、県と受託者の協議により定めるものとする。また、詳細な契約条件については、契約締結時に定めるものとする。